

○ 法第 35 条((雑所得))関係

(雑所得の例示)

35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、その他雑所得（公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう。）に該当する。

- (1) 法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの
- (2) いわゆる学校債、組合債等の利子
- (3) 定期積金に係る契約又は銀行法第 2 条第 4 項((定義等))の契約に基づくいわゆる給付補填金
- (4) 通則法第 58 条第 1 項((還付加算金))又は地方税法第 17 条の 4 第 1 項((還付加算金))に規定する還付加算金
- (5) 土地収用法第 90 条の 3 第 1 項第 3 号((加算金の裁決))に規定する加算金及び同法第 90 条の 4 ((過怠金の裁決))に規定する過怠金
- (6) 人格のない社団等の構成員がその構成員たる資格において当該人格のない社団等から受ける収益の分配金（いわゆる清算分配金及び脱退により受ける持分の払戻金を除く。）
- (7) 法人の株主等がその株主等である地位に基づき当該法人から受ける経済的な利益で、24-2 により配当所得とされないもの
- (8) 令第 183 条第 1 項((生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等))、令第 184 条第 1 項((損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等))、令第 185 条((相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算))及び令第 186 条((相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算))の規定の適用を受ける年金
- (9) 役務の提供の対価が給与等とされる者が支払を受ける法第 204 条第 1 項第 7 号((源泉徴収義務))に掲げる契約金
- (10) 就職に伴う転居のための旅行の費用として支払を受ける金銭等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲を超えるもの
- (11) 役員又は使用人が自己の職務に関連して使用者の取引先等からの贈与等により取得する金品
- (12) 譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得（営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く。）

【解説】

- 1 所得税法上、雑所得については、公的年金等に係る雑所得に該当するものを除き、特にその内容について定義せず、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得」とされています（法 35①）。
- 2 本通達は、その他雑所得（公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得）に該当する所得を例示したものです。
- 3 (12)の譲渡所得の基因とならない資産について、具体的には、「金銭債権」、「外国通貨」、「暗号資産」などの「資産の値上がり益が生じないと認められる資産」が該当することとなります。なお、譲渡所得の基因となる資産の範囲については、所得税基本通達 33-1 をご参照ください。

○ 法第 35 条((雑所得))関係

(業務に係る雑所得の例示)

35-2 次に掲げるような所得は、事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得に該当する。

- (1) 動産（法第 26 条第 1 項((不動産所得))に規定する船舶及び航空機を除く。）の貸付けによる所得
- (2) 工業所有権の使用料（専用実施権の設定等により一時に受ける対価を含む。）に係る所得
- (3) 温泉を利用する権利の設定による所得
- (4) 原稿、さし絵、作曲、レコードの吹き込み若しくはデザインの報酬、放送謝金、著作権の使用料又は講演料等に係る所得
- (5) 採石権、鉱業権の貸付けによる所得
- (6) 金銭の貸付けによる所得
- (7) 営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得
- (8) 保有期間が 5 年以内の山林の伐採又は譲渡による所得

(注) 事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。

なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が 300 万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、業務に係る雑所得に該当する所得を例示するとともに、事業所得と認められるかどうかの判定についての考え方を明らかにしたものです。
- 2 事業所得と業務に係る雑所得については、その所得を得るための活動の規模によって判定され、当該活動が事業的規模である場合には事業所得に、事業的規模でない場合には業務に係る雑所得に区分されるという関係にあります。
- 3 本通達の(注)の前段では、「事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する」という取扱いを明らかにしています。

この社会通念による判定について、最判昭和 56 年 4 月 24 日では、「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」と判示しています。

また、東京地判昭和 48 年 7 月 18 日では、「いわゆる事業にあたるかどうかは、結局、一般社会通念によって決めるほかないが、これを決めるにあたっては営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無、自己の危険と計算における企画遂行性の有無、その取引に費した精神的あるいは肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、その取引の目的、その者の職歴・社会的地位・生活状況などの諸点が検討されるべきである」と判示しています。

したがって、その所得を得るための活動が事業に該当するかどうかについて、社会通念によって判定する場合には、上記判決に示された諸点を総合勘案して判定することとなります。

4 本通達の（注）の後段では、「その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が 300 万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。」としています。

事業所得と業務に係る雑所得の区分については、上記の判例に基づき、社会通念で判定することが原則ですが、その所得に係る取引を帳簿書類に記録し、かつ、記録した帳簿書類を保存している場合には、その所得を得る活動について、一般的に、営利性、継続性、企画遂行性を有し、社会通念での判定において、事業所得に区分される場合が多いと考えられます。

（注）その所得に係る取引を記録した帳簿書類を保存している場合であっても、次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

① その所得の収入金額が僅少と認められる場合

例えば、その所得の収入金額が、例年、300 万円以下で主たる収入に対する割合が 10% 未満の場合は、「僅少と認められる場合」に該当すると考えられます。

※「例年」とは、概ね 3 年程度の期間をいいます。

② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していない場合は、「営利性が認められない場合」に該当すると考えられます

※「赤字を解消するための取組を実施していない」とは、収入を増加させる、あるいは所得を黒字にするための営業活動等を実施していない場合をいいます。

他方で、その所得に係る取引を帳簿に記録していない場合や記録していても保存していない場合には、一般的に、営利性、継続性、企画遂行性を有しているとは認め難く、また、事業所得者に義務付けられた記帳や帳簿書類の保存が行われていない点を考慮すると、社会通念での判定において、原則として、事業所得に区分されないものと考えられます。

ただし、その所得を得るための活動が、収入金額 300 万円を超えるような規模で行っている場合には、帳簿書類の保存がない事実のみで、所得区分を判定せず、事業所得と認められる事実がある場合には、事業所得と取り扱うこととしています。

（注）令和 2 年度の税制改正では、業務に係る雑所得について、前々年の収入金額が 300 万円を超える場合には、取引に関する書類の保存を義務付ける改正が行われたところです。

本通達の「収入金額 300 万円」については、上記の改正において、収入金額 300 万円以下の小規模な業務を行う方について、取引に関する書類の保存を求めないこととされたことを踏まえたものです。

（参考）事業所得と業務に係る雑所得等の区分（イメージ）

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300 万円超	概ね事業所得 ^{（注）}	概ね業務にかかる雑所得
300 万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

（注）次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合